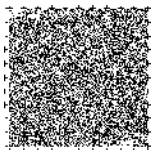
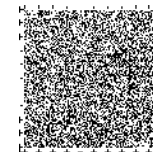


第4章

施策の推進



1 施策体系



基本理念・基本方針に基づく具体的な取組として、10の施策と19の取組方針を定めました。また、すべての施策・取組方針に関わる内容として、『孤独・孤立対策』と『包括的な支援体制の充実（重層的支援体制整備事業）』を『施策を横断する取組』と位置づけています。

基本理念	基本方針	施策	取組方針
誰もが笑顔で安全に暮らせるまち 一人ひとりの尊厳が守られ、 地域でも支えあい、	I 3つのつながりをつくる	1 地域のつながりをつくる	1-1 気軽に集える場の創設
		2 行政のつながりをつくる	1-2 地域で活動する団体への支援
		3 地域と行政のつながりをつくる	1-3 身近な相談先の充実
	II 誰もが大切にされる社会をつくる	4 一人ひとりの尊厳を守る	2-1 行政内部の連携強化
		5 誰もが社会参加できる仕組みをつくる	2-2 組織横断的な相談支援体制の構築
		6 暮らしの安全を向上させる	3-1 区民や地域活動団体等との連携・協働の推進
		7 人に優しいまちをつくる	4-1 権利擁護支援の充実
	III 地域福祉の基盤をつくる	8 情報の適切な活用を図る	4-2 あらゆる暴力の防止
		9 福祉の質を向上させる	4-3 多様な課題を抱えた人への支援の促進
		10 啓発活動を推進する	5-1 誰もが活躍できる場づくり
		6-1 災害時要配慮者対策の推進	
		6-2 防犯対策と消費者保護の充実	
		7-1 まちのバリアフリー化の推進	
		8-1 情報発信の充実	
		8-2 関係者間での情報の共有	
		8-3 DX*推進とデジタルデバインド解消	
		9-1 福祉人材の確保・育成	
		9-2 サービスの質の向上	
		10-1 地域共生社会実現に向けた意識の醸成	

施策を横断する取組

孤独・孤立対策

包括的な支援体制の充実（重層的支援体制整備事業）

**DX：Digital Transformationの略。デジタル技術を社会に浸透させて人々の生活をより良いものへと変革すること。

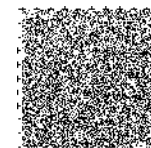
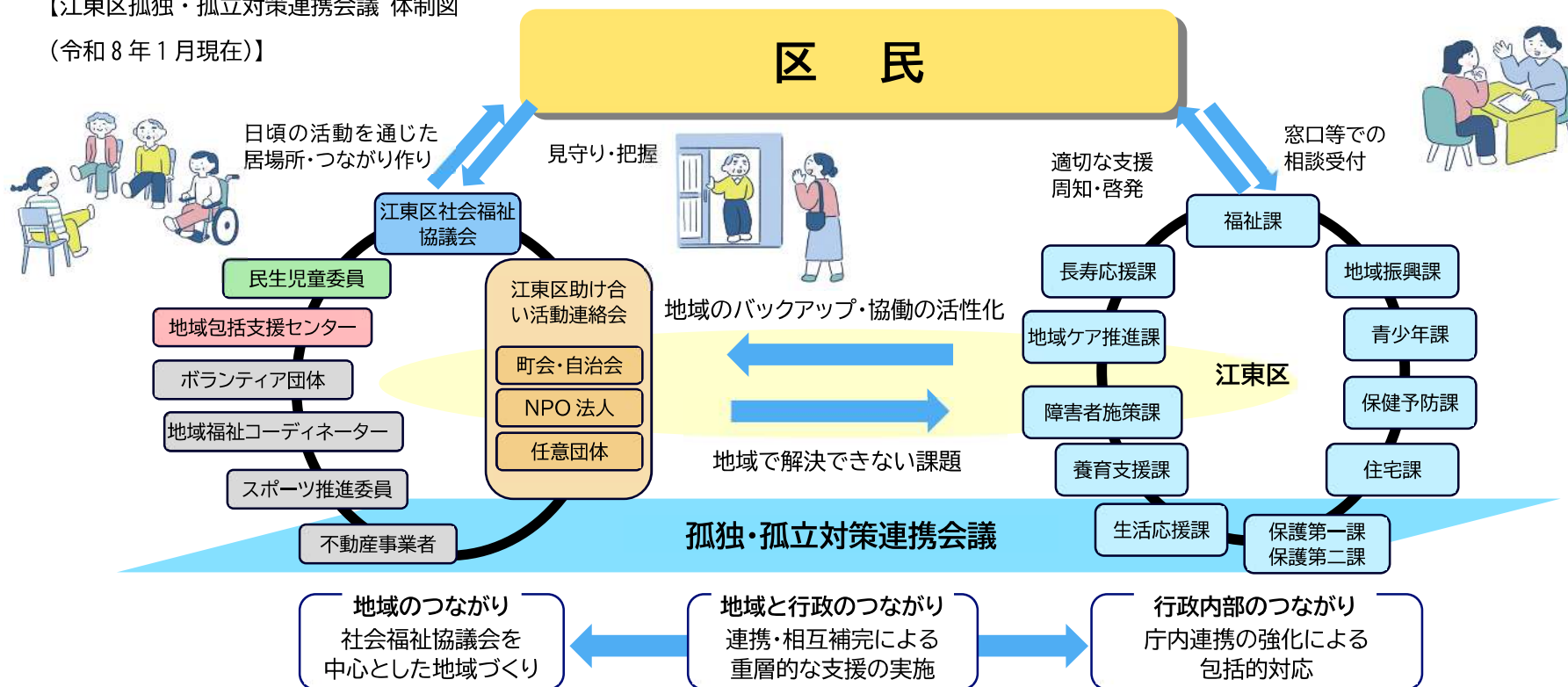
2 施策を横断する取組

◆孤独・孤立対策

単身世帯の増加、働き方の多様化などによる社会構造の変化やコロナ禍によって孤独・孤立の問題が顕在化したことを背景に、国及び地方において総合的な孤独・孤立対策に関する施策を推進するため、令和6年4月に「孤独・孤立対策推進法」が施行されました。

江東区は令和5年9月に「地方版・孤独孤立対策官民連携プラットフォーム推進事業」の都内初のモデル団体として採択され、区と民間団体で構成する「江東区孤独・孤立対策連携会議」を設置し、孤独・孤立対策の情報共有や具体的な支援策の検討等を行っています。今後も区民アンケートで得られたデータ等を踏まえながら、会議の体制や施策の方向性を見直すなどの取組を進めていきます。

【江東区孤独・孤立対策連携会議 体制図
(令和8年1月現在)】





◆包括的な支援体制の充実（重層的支援体制整備事業）

区では、複雑化・複合化した課題を抱えた方や、困りごとをどこに相談すればよいのか悩んでいる方、自身が支援を必要とする状況であることを認識していない方などを支援するため、分野別に行っていた施策や相談支援体制を連携させながら課題に対応する「重層的支援体制整備事業」を新たに実施することで、包括的な支援体制の充実に取り組みます。

▼重層的支援体制整備事業

- 令和3年4月施行の改正社会福祉法により、地域共生社会実現のための事業（区市町村の任意事業）として創設されました。
- 相談支援・地域づくりに向けた既存の取組を活かしつつ、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施することで、制度の狭間の支援ニーズにも対応し、誰一人取り残さない包括的な支援体制を実現するしくみです。

I 相談支援（包括的相談支援事業・アウトリーチ**等を通じた継続的支援事業・多機関協働事業）

相談者の属性や年代に関わらず相談を受け止め、複雑化・複合化した課題については多機関の協働による課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図ります。自ら支援につながる事が難しい方には、アウトリーチ等を通じた継続的な伴走による支援も行います。

II 参加支援（参加支援事業）

本人のニーズ・希望と地域資源との間の調整を行い、社会とのつながりを回復する支援を行います。

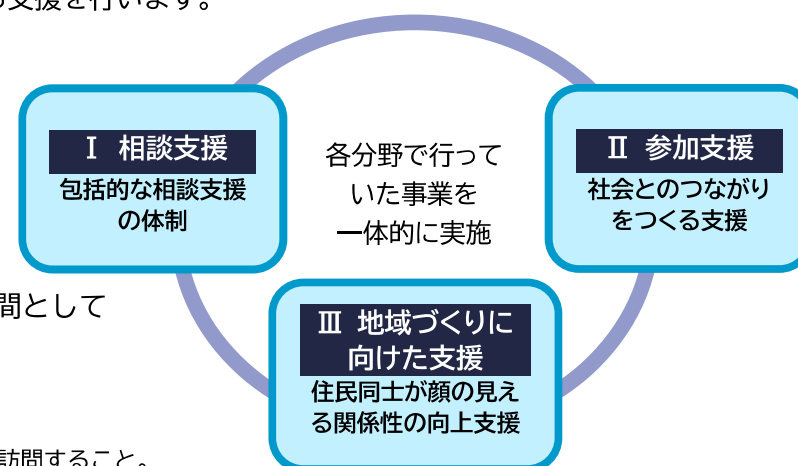
III 地域づくりに向けた支援（地域づくり事業）

属性を超えて交流できる場や居場所を確保し、住民同士の顔の見える関係性の育成支援を行います。

▼実施に向けたスケジュール

令和8年度までに具体的な事業や体制等の検討を行ったのち、令和9年度を移行期間として一部事業を先行実施し、令和10年度から本格実施できるよう準備を進めていきます。

**アウトリーチ：潜在的な問題等を早期に発見し、必要なサービスにつなげるため、支援者が積極的に訪問すること。



▼本区における実施のイメージ図

多機関協働事業を新たに実施します。また、参加支援事業・地域づくり事業を拡充し、誰もが支援を受けられる環境を整えます。

